

平成21年度

財政的援助団体等監査の  
結果に関する報告書

平成22年2月

島根県監査委員

監 第 1 3 5 号

平成22年2月26日

島根県議会議長  
島根県知事様  
島根県教育委員会委員長

島根県監査委員 井田徳義

島根県監査委員 和田章一郎

島根県監査委員 山崎悠雄

島根県監査委員 山川博司

平成21年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告  
について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき平成20年度等を対象とした財政的援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、運営の合理化に資する意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成22年9月末日までにしてください。

# 目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日	4
第 2	監査の結果	5
I	監査結果（総括）	5
1	監査実施団体に係る近年の動向	5
2	監査実施団体に係る監査結果（指示事項・指導事項の件数及び運営の合理化に資する意見）	6
II	監査結果（個別）	9
1	（学法）同志舎	9
2	（公大法）島根県立大学	11
3	（財）島根県市町村振興協会	14
4	（社）島根県トラック協会	16
5	（社）島根県医師会	17
6	漁業協同組合 J F しまね	18
7	（社）島根県観光連盟	20
8	島根県中小企業団体中央会	22
9	まつえ北商工会	24
10	まつえ南商工会	25
11	飯南町商工会	26
12	出雲商工会	27
13	銀の道商工会	28
14	島根県職業能力開発協会	29
15	（財）しまね海洋館	31

1 6	(財)ふるさと島根定住財団	3 2
1 7	(財)しまね女性センター	3 5
1 8	(財)島根県文化振興財団	3 7
1 9	(財)しまね国際センター	3 9
2 0	(財)しまね自然と環境財団	4 1
2 1	(財)島根県環境保健公社	4 3
2 2	(社)島根県畜産振興協会	4 5
2 3	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	4 7
2 4	(財)島根県建設技術センター	4 8
2 5	北陽ビル管理(株)	5 0

## 資 料

別記	財政的援助団体等の監査について	5 1
別表	監査実施年月日	5 2

# 第1 監査の概要

## 1 財政的援助団体等監査の趣旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設<sup>注1</sup>の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については別記のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

## 2 監査対象団体及び実施団体

### (1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

#### ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付又は損失補償をしている団体

#### イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

#### ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体

#### エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 の指定管 理
		補助金等	貸付金	損失補償			
財団法人	22	10	2	3	18		8
社団法人	10	7	2	1	3		
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	21	21					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所商工会等	31	31					
株式会社	10		2		3		7
その他	19	13	1	1	4	1	4
合計	117	84	9	5	28	1	19

※1つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の25団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所管課	財政的援助等の形態
1	(学法)同志舎	(総務部)総務課	補助金等
2	(公大法)島根県立大学	〃	〃
3	(財)島根県市町村振興協会	地域政策課	〃
4	(社)島根県トラック協会	交通対策課	〃
5	(社)島根県医師会	健康推進課	〃
6	漁業協同組合 J F しまね	水産課	〃
7	(社)島根県観光連盟	観光振興課	〃
8	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	〃
9	まつえ北商工会	〃	〃
10	まつえ南商工会	〃	〃
11	飯南町商工会	〃	〃
12	出雲商工会	〃	〃
13	銀の道商工会	〃	〃
14	島根県職業能力開発協会	雇用政策課	〃
15	(財)しまね海洋館	地域政策課	出資・指定管理
16	(財)ふるさと島根定住財団	〃	出資・補助金等
17	(財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
18	(財)島根県文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
19	(財)しまね国際センター	〃	出資
20	(財)しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・補助金等 ・指定管理
21	(財)島根県環境保健公社	医療対策課	出資・補助金等 ・貸付金
22	(社)島根県畜産振興協会	農畜産振興課	出資・補助金等
23	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	産業振興課	出資
24	(財)島根県建設技術センター	土木総務課	出資・損失補償
25	北陽ビル管理(株)	生涯学習課 文化財課	指定管理

### 3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日

#### (1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

#### (2) 対象年度

原則として平成20年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

#### (3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体にあつては、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

#### (4) 視点

監査は、県が補助金等の財政援助を行っている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

#### (5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

## 第2 監査の結果

### I 監査結果（総括）

#### 1 監査実施団体に係る近年の動向

今回監査を実施した団体のうち、近年、地方独立行政法人化や合併等の大きな変化が見られたところは次のとおりである。

##### (1) (公大法) 島根県立大学

団体は、平成19年4月に地方独立行政法人として県により設立され、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部（島根県立島根女子短期大学と島根県立看護短期大学を統合して設立）を設置・運営しており、本県における高等教育の拠点の一つとして、国際的な視野を持ちつつ地域に貢献する人材の育成などに取り組んでいる。

##### (2) 漁業協同組合 J F しまね

団体は、平成18年1月に、県内の沿海20漁業協同組合が合併し、設立されている。合併後取り組んできた組織の合理化・効率化等の成果を活かしながら、販売事業、購買事業、信用事業などの多様な事業を総合的に推進し、組合員の経済的地位・社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に努めている。

##### (3) まつえ北、まつえ南、飯南町、出雲及び銀の道の各商工会

各団体は、市町村合併に伴い、平成19年4月に旧町村商工会の広域統合が行われ、組織の合理化・効率化等に取り組み、地域の商工業の改善等はもとより、中山間地域等の振興にも重要な役割を果たしている。

##### (4) (財) ふるさと島根定住財団及び(財) しまね自然と環境財団

(財) ふるさと島根定住財団は、県出資法人の見直しにより(財) 島根ふれあい環境財団21が解散したことに伴い、平成20年4月にそのNPO部門に係る事業と財産を継承している。

また、(財) しまね自然と環境財団(旧(財) 三瓶フィールドミュージアム財団)は、同じく平成20年4月に(財) 島根ふれあい環境財団21の環境保全部門に係る事業と財産を継承し、名称変更を行いスタートしている。

## 2 監査実施団体に係る監査結果（指示事項・指導事項の件数及び運営の合理化に資する意見）

各団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであるが、全体としてはおおむね適正に処理されていたと認められた。

なお、今回改善を要するものとして指摘した事項はなく、所管課に対する指示事項及び団体に対する指導事項の件数並びに運営の合理化に資する意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた運営の合理化に資する意見については、県報掲載により公表し、指示事項及び指導事項とともに該当する所管課及び団体に対し文書により通知する。

### （1）指示事項及び指導事項の件数

区 分	件 数	内 容（件数）
指示事項（所管課）	5	・ 補助金の実績確認に係るもの（1） ・ 補助金交付要綱に係るもの（2） ・ 新公益法人制度に係るもの（1） ・ 団体に対する指導監督に係るもの（1）
指導事項（団体）	20	・ 収入及び支出事務に係るもの（5） ・ 契約事務に係るもの（6） ・ 債権管理に係るもの（1） ・ 資金管理に係るもの（1） ・ 貸借対照表に係るもの（2） ・ 公の施設の指定管理に係るもの（2） ・ 組織体制に係るもの（2） ・ その他（1）

### （2）運営の合理化に資する意見

運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見は、次のとおりである。

○補助金等の財政的援助団体に関するもの

1) 所管課に対する意見

## ア 補助金等の実績確認について

補助金等の額を確定する場合においては、補助金等交付規則第11条等に定めるところにより、補助事業者等が提出する補助事業等に係る実績報告書や添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとなっている。

補助金等の適正な執行を確保し、県民への説明責任を果たしていく上において、その実績確認は重要な行為であるが、今回監査した補助金等の一部では実績確認が十分に行われていない状況が見受けられた。

については、補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけでは実績を確認することができない場合には、補助事業者等に対して証拠資料の追加提出を求めたり、現地調査を実施するなどにより、その実績確認を適切に行うようにされたい。

## ○出資団体に関するもの

### 1) 団体に対する意見

#### ア 新公益法人制度への対応について

従来の社団法人及び財団法人（新制度施行後は特例民法法人）は、平成20年12月1日に施行された新しい公益法人制度に関する法律<sup>註2</sup>に基づき、その施行後5年以内に、一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するか、公益性の認定を得て公益社団法人又は公益財団法人を目指すか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回は出資団体として1つの社団法人と9つの財団法人について監査を実施したが、このうち2団体では理事会等において公益認定法人へ移行する方針を決定していた。

また、各団体では、新公益法人制度に向けて個別・具体の課題の整理や検討に取り組んでいるが、公益認定基準への対応、理事や評議員の選任を含めた執行体制のあり方、新たな公益法人会計基準への対応など、早急に検討すべき重要な課題が多く見られたところである。

については、引き続き情報の収集に努め、理事会等における十分な議論を通じて新公益法人制度に向けた適切な対応が図られるよう準備を進められたい。

注2) 平成20年12月1日に施行された新しい公益法人制度に関する法律

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

## 2) 所管課に対する意見

### ア 新公益法人制度への対応について

団体において新公益法人制度に向けた適切な対応が行われるよう、引き続き情報提供や指導を行うなど団体を支援されたい。

## ○公の施設の指定管理者に関するもの

### 1) 所管課に対する意見

#### ア 指定管理業務の評価と県民への公表について

このことについては、平成19年度財政的援助団体等監査の結果報告における所管課に対する意見として、「団体の指定管理業務実績を客観的に評価する具体的な評価項目や評価基準などを設けて適正に評価し以後の改善に活かすとともに、業務の透明性確保の観点から、その結果を施設の利用者である県民に公表されたい。」と述べたところである。

これに対して、所管課では、「更なる施設の適正管理及びサービス向上に資するため、指定管理者からの業務実績報告に基づき運営に関する評価を行うことを検討する。」とし、平成22年度の指定管理業務から評価を実施し公表することとしている。

については、平成19年度財政的援助団体等監査の結果報告における意見の趣旨を踏まえて評価の仕組みを設け、その適切な運用を図るとともに評価の結果を活かして指定管理業務の改善に取り組み、県民サービスの一層の向上が図られるよう努められたい。

## II 監査結果（個別）

1	団体名	(学法) 同志舎	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	----------	-----	-----------

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年1月9日（経過年数：12年）

#### (2) 設立目的

教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的として、リハビリテーションカレッジ島根（医療専門課程）を設置する。

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 補助金等

ア 補助金名 私立専修学校教育活動費補助金

#### イ 内容

専修学校における教育条件の向上を図り、もって学校の振興及び人口の定住を促すため、私立の専修学校を設置する学校法人に対し、その運営に要する経費の一部について交付する。

ウ 補助金額 平成18年度 10,856千円

平成19年度 9,219千円

平成20年度 7,969千円

#### (2) 経緯

平成19年度財政的援助団体等監査において、平成18年度補助金を対象として監査を実施したが、平成20年1月に検察により前理事長等による団体の業務運営に関わる不正が摘発され、その処理が終結を見ていなかったため、その取扱いを保留としていた。

その後、不正事案の内容が明らかにされ、また、所管課により平成18年度補助金の適正執行が確認されたことから、今回、平成18年度補助金を対象として再度監査を実施した。併せて、平成19年度及び平成20年度の補助金についても監査を行った。

### 3 監査の結果

#### (1) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

##### イ 運営の合理化に資する意見

###### ① 団体の運営に対する指導等について

団体では、検察による不正摘発後、体制の立て直しを図るため理事、評議員等が一新されており、その新体制においては、内部統制を強化する観点から、理事会を定例的に開催し運営に係る協議・点検を行うとともに、事務局体制の強化を目指して諸規程の整備や教職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組んでいる。

また、団体では、近年学生数が大幅に減少し厳しい経営環境にあることから、経営の安定を目指して、学長や教員等による高校訪問、オープンキャンパスの強化、県外における入学アドバイザーの設置、地元市との連携による学生支援策の実施などの学生確保策に取り組んでいる。

については、これらの取組が推進され、健全な運営が図られるよう団体への指導や助言等を行われたい。

#### (2) 団体

##### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

##### イ 運営の合理化に資する意見

###### ① 団体の健全な運営について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、団体では、内部統制の強化や学生確保に向けた取組を積極的に行っているところである。

については、今後も役員及び教職員が一体となってこれらの取組を推進し、健全な運営が図られるよう努められたい。

2	団体名	(公大法) 島根県立大学	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	--------------	-----	-----------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日(経過年数:2年)

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、及び管理する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

・ 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

・ 補助金額 50,229千円

イ 交付金名 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

・ 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

・ 交付金額 1,636,822千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

## イ 運営の合理化に資する意見

### ① 長期的視点に立った団体に対する評価と支援について

団体では、県が示した6年間（平成19年度～平成24年度）における「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」等の中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。

この中期計画に係る取組については、島根県公立大学法人評価委員会により、高い志願倍率や就職率の維持、経費節減や外部資金の獲得による自己財源比率の改善などの成果をあげている団体の業務運営の状況から、「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されている。

一方、団体を取り巻く状況は、急速な少子化の影響により大学間の競争が激化することや、団体の財政的基盤を構成する運営費交付金の縮減が予定されているなど、今後ますます厳しくなるものと考えられる。

こうした状況の中で、団体は、本県における高等教育の拠点の一つとして、「地域に貢献する人材の育成」という重要な役割を担っており、その責務を果たしていくためには、長期的視点に立った取組が求められている。

については、団体が県民の期待に応えて安定的かつ持続的に人材育成に取り組むことができるよう、長期的な視点に立った評価とそれに基づく支援について考慮されたい。

## (2) 団体

### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

## イ 運営の合理化に資する意見

### ① 中期計画の推進について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、中期計画に係る団体の取組状況は、「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されているが、団体を取り巻く状況は今後ますます厳しくなるものと考えられる。

については、引き続き徹底した歳出削減や外部資金の獲得による財政基盤の強化を図るとともに、中期目標の達成を目指し、全学一体となって中期計画の着実な推進に取り組まされたい。

## ② 会計事務に係る規程の整備等について

団体では、契約事務等において、地理的に離れた各キャンパスにおける会計処理を効率的に行う必要があることなどの理由から、公立大学法人島根県立大学会計事務取扱規程等の会計事務に係る規程と異なる運用が一部行われていた。

また、謝金等の支出のように学内に統一基準がなく今後整備を行う必要があるものや、担当者の理解不足などにより適確な会計処理が行われていないものが見受けられた。

については、これまでの会計処理の実態を踏まえ、会計事務に係る規程の整備を行うとともに、担当者に対する指導・研修の充実を図られたい。

## ③ 内部統制の強化について

団体では、法人内部監査人監査実施要領を策定し、理事長が指名する内部監査人によって内部監査（会計事務と業務に係る監査が含まれる。）を実施することとしている。平成20年度は6名の内部監査人が業務に係る監査を実施したが、会計事務に係る監査は実施されていない状況である。

また、団体では、入学時に納付される大学後援会費、学友会費、同窓会費等と毎月納付される学寮費（団体の収入となる使用料を除く共益費、物品更新積立金及び寮自治会費）を管理しているが、監査や通帳等の定期的チェックが実施されていないなどの不十分な点が見られたところである。

については、会計事務に係る内部監査を定期的実施するとともに、団体の収入とならない納付金についても学内統一の取扱い基準を定めるなど適正な管理を行い、内部統制の強化を図られたい。

3	団体名	(財) 島根県市町村振興協会	所管課	地域政策課
---	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年4月1日 (経過年数：30年)

(2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 交付金名 市町村振興交付金

イ 内容

市町村振興宝くじに係る収益金をもって、市町村の健全な発展を図り住民福祉の増進に資するための経費を交付する。

ウ 交付金額 571,133千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 基金の有効活用について

団体では、市町村振興交付金のうち、オータムジャンボ宝くじに係る収益金を市町村に配分する一方、サマージャンボ宝くじに係る収益金については90%を基金として積み立て、その基金を活用し、低利での市町村への長期貸付事業や人材育成を目的とした市町村職員研修助成事業、市町村共通課題を解決するための事業への支援など、全県的な視野に立った市町村振興に取り組み、重要な役割を果たしている。

近年においては、市町村職員研修助成事業を拡充するとともに、市町村共通課題支援事業として電子調達システム開発経費等の補助を行うなど、基金の活用に努めている。

しかしながら、基金を管理している特別会計の正味財産は平成20年度末で68億円余（前年度比2億9千万円余の4.5%増）に達しており、毎年度の積立てなどにより増加する傾向にある。

については、市町村の行政ニーズを十分踏まえ、他の都道府県等の状況も参考にしながら、基金の更なる有効活用について検討されたい。

4	団体名	(社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日 (経過年数: 54年)

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、もって地域社会の利便の増進に寄与することを目的として、バス事業者又はトラック事業者によって構成される島根県を単位とする公益法人等に交付する。

ウ 補助金額 117,595千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

5	団体名	(社) 島根県医師会	所管課	健康推進課
---	-----	------------	-----	-------

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和22年11月1日 (経過年数: 62年)

(2) 設立目的

医道の高揚、医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進する。

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県医療費公費負担制度推進費補助金

イ 内容

県医療費公費負担制度の適正かつ円滑な運営及び県医療費公費負担制度対象者に対する医療サービスの向上のために、団体及び(社)島根県歯科医師会が行う事業に対して補助する。

ウ 補助金額 10,650千円

### 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	漁業協同組合 J F しまね	所管課	水産課
---	-----	----------------	-----	-----

## 1 団体の概要

### (1) 設立時期等

- ア 設立時期 平成18年1月1日（経過年数：4年）  
（県内の沿海20漁業協同組合が合併）
- イ 漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継
  - ・ 島根県漁業協同組合連合会及び邇安漁業協同組合連合会の包括承継  
平成18年3月31日
  - ・ 島根県信用漁業協同組合連合会の包括承継  
平成18年4月1日

### (2) 設立目的

組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高める。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金等

- ア 補助金名 漁業用燃油使用効率化推進事業費補助金
  - ・ 内容  
燃油価格高騰による漁業者の経費負担増を抑制し、経営の安定化を図るため、燃油の効率的な使用を漁業者に指導するための経費及び漁業者が漁業協同組合の指導を受けて燃油の使用の効率化を実践するために行う船底・プロペラの清掃に係る経費について交付する。
  - ・ 補助金額 27,529千円
- イ 補助金名 新規漁業就業者確保育成事業費補助金
  - ・ 内容  
新規就業者確保のため、漁業就業者確保育成センターを設置し、就業希望者への相談窓口の設置や情報提供等を行う漁業協同組合及び就業者確保のため、就労希望者への漁業体験や技術習得研修を行う漁業協同組合に対し必要な経費を交付する。
  - ・ 補助金額 5,812千円
- ウ 利子補給金名 広域拠点漁協合併等利子補給金
  - ・ 内容  
金融機関が合併等を行う漁業協同組合に欠損金等処理し財務改善を進めるために必要な資金を貸し付けた場合に、その金融機関に対し交付する。
  - ・ 補給金額 26,914千円

エ 利子補給金名 島根県漁業近代化資金等利子補給金

・ 内容

金融機関（団体）が漁業者等に漁業近代化資金を貸し付けた場合に、その金融機関に対し交付する。

・ 補給金額 14,210千円

オ 利子補給金名 漁業災害復旧資金利子補給金

・ 内容

平成16年台風により被害を受けた漁業施設等の復旧を支援するため、金融機関（団体）が漁業者等に漁業近代化資金を貸し付けた場合に、その金融機関に対し交付する。

・ 補給金額 178千円

### 3 監査の結果

#### (1) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

#### (2) 団体

##### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団体名	(社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
---	-----	-------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日 (経過年数：17年)

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 社団法人島根県観光連盟補助金

・ 内容

本県の観光事業の振興を図るため、団体の運営費及び事業費の一部を補助する。

・ 補助金額 12,347千円

イ 負担金名 島根県観光客誘致促進共同事業負担金

・ 内容

観光客誘致促進を図るため、団体と共同で行う首都圏をはじめ広域的な観光客誘致活動事業の一部を負担する。

・ 負担金額 9,319千円

ウ 負担金名 山陰文化観光圏整備事業負担金

・ 内容

山陰観光圏域(鳥取県～島根県)への滞在型観光を実現するため鳥取県や団体等と共同で行う事業のうち、観光圏全域の共通周遊マップ作成、モニタリング調査など、団体が行う事業の一部を負担する。

・ 負担金額 2,000千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

## イ 運営の合理化に資する意見

### ① 事務局体制の強化について

平成20年度の事務事業の見直しにより、観光振興に対する県と団体の役割分担の整理が行われ、団体は、観光業者の資質向上や民間の主体的な取組に対する支援などを中心に観光振興を担うこととしている。一方、組織体制においては、専務、事務局長など団体役職員の県職員との兼務を段階的に解消する計画としている。

については、団体の自立的運営に向けて、計画に沿った県職員の兼務解消を行いながら事務局体制の強化を図られたい。

## (2) 団体

### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
---	-----	--------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月13日（経過年数：54年）

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

イ 内容

中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について県が補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する。

ウ 補助金額 110,499千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 中小企業連携への取組支援の強化について

平成19年度財政的援助団体等監査の結果報告において、団体に対し「中小企業の多様な連携組織への支援について」の意見を述べたところであるが、団体においては、こうした意見等を踏まえ、平成21年度に事務局の組織再編を行い「連携支援課」を設置するなど支援体制を整備している。

については、専門的支援機関として多様な支援ニーズを把握するとともに、商工会議所、商工会等と更なる連携を図りながら、地域の中小企業連携組織の支援などに積極的に取り組まれない。

9	団体名	まつえ北商工会	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（経過年数：2年）  
（鹿島町、島根町、美保関町、八束町の各商工会が合併）

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

#### イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 70,149千円

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### (2) 団体

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。



1 1	団体名	飯南町商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	--------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（経過年数：2年）  
（頓原町、赤来町の各商工会が合併）

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

#### イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 28,499千円

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### (2) 団体

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

12	団体名	出雲商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（経過年数：2年）  
（佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の各商工会が合併）

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

#### イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 73,738千円

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### (2) 団体

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

13	団体名	銀の道商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（経過年数：2年）  
（温泉津町、仁摩町の各商工会が合併）

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

#### イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 28,529千円

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### (2) 団体

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 4	団体名	島根県職業能力開発協会	所管課	雇用政策課
-----	-----	-------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年4月2日（経過年数：30年）

(2) 設立目的

職業能力開発促進法の規定による職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導や相談、援助を行うことにより、本県の職業能力の開発及び向上の促進を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 職業能力開発推進事業費補助金

イ 内容

団体が、職業能力開発促進法第82条の規定により行う事業の実施に要する経費のうち、団体の管理に要する経費及び事業の実施に要する経費の一部を補助する。

ウ 補助金額 40,523千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 補助金の適正な執行について

平成20年度に国の会計検査が行われ、国庫補助金及び県補助金で実施された職業能力開発促進法に基づく事業に係る経費の一部（平成15年度及び平成16年度分のコンピュータサービス技能評価検定委員謝金や中四国ブロック会議負担金等）が補助対象外と判断されたことから、国及び県との協議の結果、県補助金のうち141万円余が団体から県に返還されている。

こうした状況を踏まえ、所管課では、平成20年度分の補助金について団体に対する現地調査を実施し、適正に執行されていることを確認している。

については、今後も、現地調査を実施するなどにより補助金の実績確認を適切に行うとともに、団体に対しては、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づく適正な執行が行われるよう指導を徹底されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 補助金の適正な執行について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたところであるが、所管課の指導を十分踏まえ、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づく補助金の適正な執行を行われたい。

15	団体名	(財) しまね海洋館	所管課	地域政策課
----	-----	------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日（経過年数：12年）

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円（県出資比率：100%）

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 しまね海洋館（アクアス）（所在地：浜田市、江津市）

イ 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 193,000千円（平成20年度）

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	(財) ふるさと島根定住財団	所管課	地域政策課
----	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日 (経過年数：17年)

### (2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのUIターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 417,000千円 (県出資比率：100%)

平成20年4月1日に、解散した(財)島根ふれあい環境財団21のNPO部門に係る事業と財産を継承したことにより17,000千円増加した。

### (2) 補助金等

ア 補助金名 ふるさと島根定住支援補助金

#### イ 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 185,279千円

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

#### イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の役割の明確化とそれに対応した事務局体制の構築について

団体は、平成4年の設立以来、「若年層の県内就職の促進」や「県外

からのUIターンの促進」などに取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根県総合発展計画においても、人口定住は「施策推進の方向」の基本目標の一つに挙げられており、定住推進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する団体の役割は一層重要になってくるものと考えられる。

しかしながら、平成20年度末における団体の事務局は、正規職員（プロパー職員）4名、県派遣職員5名、非常勤嘱託職員30名、臨時職員3名の計42名で構成されており、プロパー職員が全体の1割にも達しない状況であり、その体制強化が大きな課題となっている。

については、中長期的な観点から団体の役割を明確にするとともに、安定的かつ効率的に業務を遂行し、その役割を果たすことができる事務局体制の構築に向けて検討を行われたい。

## （2）団体

### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### イ 運営の合理化に資する意見

#### ① 事務局体制の強化に向けた人材の育成について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、団体における事務局体制の強化が大きな課題となっている。

このため、団体では、平成21年2月の理事会等において、事務局体制の強化に向けて人材の育成を進める観点から、プロパー職員の管理職員への登用や任期付職員制度の創設などに取り組むことを確認するとともに、事務局職員に係る研修の充実などを図ることとしている。

については、理事会等で確認した人材育成の取組等を着実に推進し、安定的で効率的に業務を遂行できる事務局体制の強化に努められたい。

#### ② 定住情報の提供の一元化について

団体では、UIターン希望者等を対象として、全国規模のUIターン向けフェアへの出展、情報誌やガイドブックの作成配布、ホームページの活用などにより、本県の定住情報を積極的に発信するとともに、UIターン希望者等の利便性を高めることを目的として定住情報の提供一元化に向けた準備に取り組んでいる。

については、県や市町村、さらにはU I ターン向け住宅情報の提供に取り組んでいる（財）島根県建築住宅センターなどの関係機関と連携し、U I ターン希望者等のニーズに対応した定住情報の一元的提供が可能となるよう制度の構築とその運用に努められたい。

17	団体名	(財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
----	-----	--------------	-----	---------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日（経過年数：11年）

### (2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円（県出資比率：89.2%）

### (2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地：大田市)

#### イ 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・センターの施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室、島根県立中部情報化センター及び島根県西部県民センター県央事務所の施設設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成20年度～平成21年度

エ 指定管理料 86,500千円（平成20年度）

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	(財) 島根県文化振興財団	所管課	文化国際課
----	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日 (経過年数：12年)

### (2) 設立目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 200,000千円 (県出資比率：100%)

### (2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県民会館 (所在地：松江市)

#### イ 指定管理業務の内容

- ・ 会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 213,300千円 (平成20年度)

## 3 その他の財政的援助等の概要

### (1) 公の施設の指定管理

ア 芸術文化センター (グラントワ) (所在地：益田市)

#### (ア) 指定管理業務の内容

- ・ センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・ 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

(イ) 指定期間 平成17年度～平成21年度

(ウ) 指定管理料 341,315千円 (平成20年度)

イ 八雲立つ風土記の丘（所在地：松江市）

（ア）指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務
- ・風土記の丘センターエリアに新設した復元建物（掘立柱建物）の保守・管理

（イ）指定期間 平成17年度～平成21年度

（ウ）指定管理料 56,055千円（平成20年度）

4 監査の結果

（1）所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

（2）団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
----	-----	--------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日(経過年数:20年)

(2) 設立目的

県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に資する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,012,500千円(県出資比率:79.0%)

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 団体の役割とあり方について

本県の中核的な国際交流機関として、多面的な国際交流、国際協力事業を実施するとともに、市町村・民間団体等の国際交流活動に対する支援と連携を強化する活動を行い、これまで地域の国際化の推進に大きな役割を果たしてきた。

近年、あらゆる分野における情報化・国際化の進展に伴い、市町村や民間団体等でも多様性のある国際化事業や国際交流活動が行われるようになってきており、今後は市町村等と団体との役割分担を図りながら社会的ニーズに応じていく必要がある。

団体は自主財源に乏しく県からの受託事業収入も減少傾向にあり、また今後のあり方についての検討が進んでいないため、退職者の正規補充もできない状況で事務局の体制が弱体化している状況が見受けられる。

については、団体の今後のあり方について団体を交えた検討を早急に行い、その方針を明確にされたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	(財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課
----	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日（経過年数：18年）

### (2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を通じ、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 123,000千円（県出資比率：86.0%）

平成20年4月1日に、解散した（財）島根ふれあい環境財団21の環境保全部門に係る事業と財産を継承したことにより73,000千円増加した。

### (2) 補助金等

ア 補助金名 みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

#### イ 内容

団体が行う環境保全活動の推進事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 45,100千円

### (3) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 三瓶自然館とその附属施設（所在地：大田市、雲南市）

#### イ 指定管理業務の内容

- ・自然館等の施設及び設備の管理運営に関すること。
- ・年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関すること。

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 304,500千円（平成20年度）

### 3 監査の結果

#### (1) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

#### (2) 団体

##### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

##### イ 運営の合理化に資する意見

###### ① 環境保全活動の一体的推進について

団体は、平成20年4月に旧（財）島根ふれあい環境財団21の環境保全部門に係る事業を統合し、名称を「（財）三瓶フィールドミュージアム財団」から変更して、従来の三瓶自然館等の管理運営や自然環境の保護の調査研究のみならず、環境全般を対象とした保全活動の推進支援や普及啓発事業、島根県地球温暖化防止活動推進センターの業務などを担うこととなった。

しかしながら、環境保全活動の推進については、旧（財）島根ふれあい環境財団21の事務を継承した松江事務所で従来どおり実施されており、統合を契機に団体が一体となって取り組むという体制としては未だ弱い状況にある。

については、三瓶自然館の管理運営等を通じて得たノウハウを活かして、広く県民を対象として環境教育や環境学習に関する事業を推進するなど、団体一体となって環境保全活動の推進に取り組まれない。

21	団体名	(財) 島根県環境保健公社	所管課	医療対策課
----	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年2月26日（経過年数：37年）

(2) 設立目的

予防医学活動を主軸として環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,000千円（県出資比率：100%）

(2) 補助金等

ア 補助金名 成人病予防センター機能強化補助金

イ 内容

成人病予防センターの高度検診機能を強化するための経費を補助することにより、県西部地域における医療提供体制の確保・充実を図る。

ウ 補助金額 26,000千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 成人病予防センター運営資金貸付金

イ 内容

成人病予防センターが実施する検診業務の一助とするとともに、経営の健全化に資するため、必要な資金を貸し付ける。

ウ 貸付金額 10,000千円（平成20年度）

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

## (2) 団体

### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### イ 運営の合理化に資する意見

#### ① 団体の健全な運営について

団体を取り巻く経営環境は、健康診断の実施件数の減少や検査事業の規制緩和による他事業者との競合等により厳しいものとなっている。

については、事業の評価分析等に基づいて、業務の効率性や採算性を高めるなどの経営改善を一層推進することによって、健全な運営に努められたい。

22	団体名	(社) 島根県畜産振興協会	所管課	農畜産振興課
----	-----	---------------	-----	--------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和43年3月13日(経過年数:41年)

平成14年4月1日付けで(社)島根県畜産会(昭和30年設立)、(社)島根県家畜畜産物衛生指導協会(昭和49年設立)及び(社)島根県肉用子牛価格安定基金協会(昭和43年設立)が統合し、名称を変更した。

(2) 設立目的

畜産農家及び畜産農家の組織する団体の経営・運営の指導、肉用牛及び肉豚の生産者に対する生産者補給金の交付、家畜の防疫・飼養衛生管理、改良その他の畜産に関する技術的な支援、知識の普及、畜産物等の品質向上のための検査及び指導等を行うことにより、畜産経営の安定向上を図り、もって畜産の振興に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 90,000千円(県出資比率:41.0%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 肉用子牛価格安定事業費補助金

イ 内容

団体が肉用子牛の生産安定を図るために設けている「生産者積立金」(肉用子牛の価格が低落し一定水準を下回った場合において、価格補填のため生産者に交付する生産者補給金の財源となるもの。)の積立てに要する経費について補助する。

ウ 補助金額等 26,986千円

(内訳)

平成20年度補助金額 6,875千円

島根県分の生産者積立準備金からの繰入額 20,111千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団体名	(財) 島根県石央地域地場産業振興センター	所管課	産業振興課
----	-----	-----------------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年8月30日（経過年数：25年）

### (2) 設立目的

島根県石央地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活の向上及び福祉の増進に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 10,000千円（県出資比率：33.3%）

## 3 監査の結果

### (1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

### (2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

24	団体名	(財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	-----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日（経過年数：13年）

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円（県出資比率：100%）

(2) 損失補償

ア 内容

団体が松江地区建設発生土リサイクルヤード整備事業に係る費用として金融機関から借り入れた資金について損失補償を行う。

イ 損失補償限度額 215,000千円（平成20年度）

## 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 松江地区建設発生土リサイクルヤードにおける建設発生土の再利用の促進について

リサイクルヤードは、松江地区で行われる公共事業で発生する建設発生土の適正処理とその再利用による有効活用を図ることを目的として整備され、平成16年10月から運営されている。

リサイクルヤードへの建設発生土の搬入実績は近年順調に伸びてきているものの、その建設目的の一つである建設発生土の再利用による有効活用を図るという面では、平成20年度の搬出実績が目標の1千 $\text{m}^3$ に対して137 $\text{m}^3$ であり、前年度実績522 $\text{m}^3$ を下回る状況となっている。

については、県、松江市等の関係機関や関係団体と緊密な連携を図り、建設発生土の再利用が促進されるよう引き続き、積極的な取組を行わりたい。

25	団体名	北陽ビル管理(株) (青少年の家) (古墳の丘古曾志公園)	所管課	生涯学習課 文化財課
----	-----	-------------------------------------	-----	---------------

### 1 団体の概要

(1) 団体の形態 株式会社(所在地:松江市)

(2) 主な事業内容

建築物の清掃・営繕・保守管理、その他。

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 青少年の家(サン・レイク)(所在地:出雲市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

(イ) 指定期間 平成19年度～平成21年度

(ウ) 指定管理料 58,704千円(平成20年度)

イ 古墳の丘古曾志公園(所在地:松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・有料施設等の使用の許可及び使用料の徴収に関する業務

(イ) 指定期間 平成19年度～平成21年度

(ウ) 指定管理料 5,915千円(平成20年度)

### 3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

## 別記 財政的援助団体等の監査について

### 1 根拠規定

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

### 2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証する、いわゆる債務保証契約が結ばれているもの
公の施設の指定管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

### 3 監査結果の決定、提出及び公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

### 4 監査結果報告に対する措置状況の通知及び公表

監査結果報告に対し、議会、知事又は委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

	団 体	実施年月日
1	(学法)同志舎	平成22年 1月28日
2	(公大法)島根県立大学 本部・浜田キャンパス 短期大学部松江キャンパス 短期大学部出雲キャンパス	平成21年11月 4日 平成21年11月10日 平成21年11月10日
3	(財)島根県市町村振興協会	平成21年11月16日
4	(社)島根県トラック協会	平成21年11月19日
5	(社)島根県医師会	平成21年11月17日
6	漁業協同組合JFしまね	平成21年11月16日
7	(社)島根県観光連盟	平成21年11月10日
8	島根県中小企業団体中央会	平成21年11月16日
9	まつえ北商工会	平成21年11月17日
10	まつえ南商工会	平成21年11月17日
11	飯南町商工会	平成21年11月19日
12	出雲商工会	平成21年11月10日
13	銀の道商工会	平成21年11月 5日
14	島根県職業能力開発協会	平成21年11月16日
15	(財)しまね海洋館	平成21年11月 5日
16	(財)ふるさと島根定住財団	平成21年11月11日
17	(財)しまね女性センター	平成21年11月 5日
18	(財)島根県文化振興財団	平成21年11月11日
19	(財)しまね国際センター	平成21年11月11日
20	(財)しまね自然と環境財団	平成21年11月19日
21	(財)島根県環境保健公社	平成21年11月17日
22	(社)島根県畜産振興協会	平成21年11月11日
23	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	平成21年11月 5日
24	(財)島根県建設技術センター	平成21年11月19日
25	北陽ビル管理(株)	平成21年11月17日

なお、所管課については、平成21年12月14日から12月18日まで及び平成22年2月1日に書面監査を実施した。

平成21年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成22年2月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651 (代表)

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)

この刊行物は、環境にやさしい再生紙を使用しています。